

会 議 事 録

1 会議名	平成30年度第1回長岡市障害者自立支援協議会
2 開催日時	平成30年7月27日（金曜日） 午後1時30分から午後4時40分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 東棟4階 大会議室
4 出席者名	<p>（委員） 相崎 隆一 会長 嶋影 優子 副会長 五十嵐 ケイ子 委員 五十嵐 美佐子 委員 市村 浩文 委員 入倉 光一郎 委員 鎌田 瑞樹 委員 神村 典子 委員 桑原 拓 委員 小林 由香 委員 榊原 紀子 委員 佐々木 美恵子 委員 佐藤 泰子 委員 鈴木 陽子 委員 数藤 武彦 委員 並木 純子 委員 吉田 良子 委員</p> <p>（事務局） 福祉保健部長 福祉課長 福祉課長補佐 福祉課障害者基幹相談支援センター長 福祉課障害活動係長 福祉課障害支援係長 ほか関係職員 相談支援センターふかさわ 障がい者支援センターあさひ 越路ハイム地域生活支援センター 地域生活支援センターサンスマイル 障がい者支援センターさんわ 障害者相談支援センターとちお</p>
5 欠席者名	中川 よし枝 委員
6 議題	<p>（1） 会長・副会長の選任について （2） 専門部会、ワーキングでの検討状況について （3） 第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画及び第1期長</p>

	<p>岡市障害児福祉計画について</p> <p>(4) その他の報告・連絡事項</p> <p>(5) 情報共有</p> <p>(6) その他</p>
7 審議の内容	
発言者	内 容
障害者基幹相談支援センター長	<p>これより平成30年度第1回長岡市障害者自立支援協議会を開会いたします。開会にあたり福祉保健部長 小村がご挨拶申し上げます。</p>
福祉保健部長	<p>皆様、お疲れさまです。本日は暑い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今日は午前中も研修会ということで講演があったということですが、引き続きの方につきましては長丁場でお疲れのことと思いますが、よろしく願いいたします。</p> <p>国は今、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいますが、長岡市においては昨年度、障害者、高齢者の福祉計画、また福祉計画の総合的なビジョンとして地域福祉計画を策定したところです。その中では、やはり地域共生社会の実現と推進ということを掲げております。具体的な長岡市の取組としましては、今年度から長岡地域に保健師の地区担当制を導入し、スタートしたところです。来年度は支所地域を新たな区域で設定し、チーム対応を再編していく準備をしているところです。その「地域」ということの捉え方ですが、福祉保健部としましては、基本的な考え方として、高齢者の地域包括支援センターの圏域が長岡は11圏域ありますので、その圏域を単位として、その圏域の中で地域というものを捉えていきたいと考えています。保健師の再編もその地域を基本に考えていきます。障害の分野でも、これまで地区担当という考え方はありませんでしたので、どの相談支援事業所も長岡市全域を対象として対応していただいていた。やはりそこは全体の流れとしても障害分野も取り残されることなく、将来的にはその地域の中で障害者も高齢者も子どもも顔が見えるような支援体制を構築し、地域課題を解決する基盤をつくっていきたくと考えています。また、それぞれの地域における各分野のデータを把握することによって、地域の実情、ニーズに合った効果的な政策をうっていけるようになることを目指して、長岡市として地域共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。いろいろと課題もあると思いますが、皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、より良いものにしていきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>委員の皆様には、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>それでは議題の2番、委員自己紹介に入らせていただきます。</p> <p>今日は委員改選後の最初の会議でございますので、事務局も含めまして皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。名簿の順で、相崎委員から時計回りでお願いします。</p>
委員、事務局	(挨拶)
障害者基幹相談支援センター長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日はコーヒーを用意しております。熱中症予防のためにも、ぜひお飲みいただきまして、会議を進めさせていただきたいと思っております。</p>
	<p>それでは議題の3番、会長・副会長の選任についてでございます。</p> <p>会長、副会長につきましては、協議会開催要領第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により選出されることとなっております。ご推薦がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>皆様からのご推薦の声が無いようでございますので、事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(賛成の拍手)
障害者基幹相談支援センター長	<p>ご賛同いただきましたので、事務局案としまして、リハビリセンター王見台の相崎委員に会長を、デイワークス中之島の嶋影委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(賛成の拍手)
障害者基幹相談支援センター長	<p>ご賛同いただきましたので、会長は相崎委員に、副会長は嶋影委員に決定いたしました。相崎会長、嶋影副会長は、会長・副会長席にご移動をお願いいたします。</p>
会長・副会長	(席移動)

<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>それでは、会長、副会長から、一言ずつご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>改めまして、皆さんよろしくをお願いいたします。ただいまご指名いただきました会長を務めます相崎と申します。</p> <p>先ほど申し上げましたが、私自身が障害福祉の分野に関わってからまだ2年です、それまで30年以上を高齢者の介護の仕事をしていましたので、障害分野の課題、現状、取り組むべき方向性について、まだわからないことがたくさんあります。ですので、勉強させていただくつもりでこの役を務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>この協議会の全体会は年2回開催される予定ということですが、どうしても大勢が集まりますと形式的になってしまったり、情報共有だけで終わってしまったりになりがちですが、折角お忙しい中で専門性を持った皆さんがお集まりになっているわけですので、ぜひ、地域の障害者の皆さんの暮らしが少しでも良くなるように、みんなで願い、課題を検討し、議論し合いながら、この会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>改めまして、嶋影です。</p> <p>私共の施設は中之島地域で、知的の方、精神の方、身体の方、3障害を受け入れてやらせていただいております。毎日、壁やハードルが出てきて、日々それを乗り越えていくことで精一杯です。中之島という小さい地域から長岡市に輪を広げて皆様と協力させていただいて、自分もわからないことを勉強させていただいて、一生懸命取り組ませていただこうと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>協議会開催要領第6条の規定により、協議会の会議は会長が議長となるとされております。これ以降の進行は会長からお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは皆さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>この後、専門部会、ワーキングでの検討状況の報告になります。午前中の研修会に参加された方はおわかりになると思いますが、長岡市の障害者自立支援協議会の中にはいろいろな部会やワーキングがあり、障害者の皆さんのいろいろな課題を検討している組織、チームが</p>

	<p>あります。今日、配布された資料を見てもわかるように、これだけのボリュームがありますので、説明を聞かせていただくのもなかなかのボリュームがあります。説明の順番は事務局の方から教えていただきながら進めたいと思いますが、前半と後半とに分けて質疑・応答の時間をとりたいと思います。</p> <p>先ほど皆さんから、なかなか障害のことがわからないというご意見もありました。遠慮なく、どんなことでもご意見として言っていただいて結構ですので、形式的に終わらないように、皆さんといろいろ議論しながら進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは議事を進めさせていただきたいと思います。次第の4番、専門部会、ワーキングでの検討状況についてです。この後、12の部会、ワーキングの説明がありますので、半分で6つずつの説明になります。説明は資料の順番どおりに進んでいくことになるかと思しますので、それぞれ何の部会、ワーキングかを教えていただきながら説明をお願いします。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	(資料 No. 1、2、3、4-1、4-2、5により説明)
障害者基幹相談支援センター職員	(資料 No. 6-1により説明)
障害支援係長	(資料 No. 6-2により説明)
〃	(資料 No. 6-3により説明)
障害者基幹相談支援センター職員	(資料 No. 6-4により説明)
〃	(資料 No. 6-5により説明)
〃	(資料 No. 6-6により説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最初に協議会の概要を説明していただきましたし、6つの部会とワーキングの説明がありました。ここで質疑・応答の時間をとりたいと</p>

	<p>思いますが、初めに私が質問してもいいですか。</p> <p>相談体制部会についてですが、福祉保健部長にお聞きしたいと思います。委託相談については、これまで地区担当制ではなかったのですが、それを来年度に向けて地区担当制にしていきたいということですね。福祉保健部長からも話がありましたように、地域共生社会、いわゆる人口減少のために高齢者も障害者も児童も一緒にいる人はいないと地域は支えていけないということも含めて、もう一度地域づくりが求められていると思います。来年度のスタートラインとして、障害分野も地区担当制にして、一方で高齢には地域包括支援センターによる地区担当制があって、いずれはそれらを一体的にという話があって、私はそれは大正解と思いますし、ぜひ、そうしていかなければならないと思います。ただ問題は、来年度スタートしたときに、それをもって障害分野は地区担当制にしましたというところから、先ほどの保健師の地区担当、児童の相談、地域包括支援センターの担当制に、どうやって統合、一元化していくかということをもう考えていかなければならないと思います。障害分野を地区担当にしたので、あとはこれで様子を見ましょうではなく、やはり地域づくりの最初の仕事は相談体制の整備だと私は思っているのです、その辺りを今後どうやって協議を進めていく予定なのか、具体的な協議の場をつくっていかれた方がよいのではないかと、今から始めないと間に合わないのではないかと私は思いますが、その点についてお聞かせいただければと思います。</p>
福祉保健部長	<p>建設的なアドバイスをありがとうございます。会長の話で一つ気になったことがあります。一元化という言葉がありましたが、その一元化という意味ですが、組織的に合体させるという意味で使っていますか。</p>
会長	<p>私としては、いわゆるワンストップがベストだろうということと、どういう組織体であるかということは別としても、一つの場所をイメージした一元化という風に考えていった方がいいのではないかと思います。ただ、エリアとしてとらえて、障害はここ、高齢はここ、それぞれがきちんと連携していくという方法ももちろんあると思います。その様な意味で発言しました。</p>
福祉保健部長	<p>わかりました。組織として一元化するという事は全く想定していません。根拠となる法律が違うことや、高齢と障害と子ども、行政の</p>

<p>会長</p>	<p>保健師の役割、それぞれが独立したものですので、それが組織的に一元化となることはありません。ただ、連携がより緊密性を増すということは必要だと思っています。今も連携はしているわけですが、それを更に効率的、合理的にし、物理的にもワンストップサービスというイメージは持っています。組織的に合意された内容ではありませんが、私のイメージとしてお話ししますと、アオーレやさいわいプラザ、支所という行政の建物があって保健師がそれぞれの場所にいるので、例えば、支所のスペースに地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所が入って事業所を構えてもらって、組織は別でも同じフロアで隣同士で机を並べているということになれば、更に相談などの連携がとりやすくなるというイメージは持っています。ただ、これを実現するには様々な課題があって、すぐにという訳にはいかないと思いますが、物理的にはそういう様なイメージで考えています。ワンストップサービスまでできるかどうかはわかりませんが、連携を強めるために機能として一体性をもって運営できるようなイメージを持っていきたいと思っています。先ほど申し上げたように、障害の分野はそれぞれの相談支援事業所が長岡市全体をカバーしていただけていますが、ある意味、市民の側、地域の側から見ると、例えば身近に相談支援事業所がある地域では、何か課題があったときにその相談支援事業所に相談すればいいとわかりやすいですが、身近に相談支援事業所が無い地域では、市民の目から見たときに、障害者の課題はどこに相談したらいいのだろうという窓口が見えない現実があります。そういうことが無い様にしていくために、皆さんのお住いのこの地域を担当しているのはこの事業所ですということがわかりやすいように、高齢者の制度にならう形で障害者の分野も乗り遅れないように地区担当制を導入していきたいと思っています。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今の福祉保健部長のプランも含めて、最終的には市民あるいは障害者、高齢者の皆さんが、相談しやすい体制をつくるということですので、この協議会の中で議論できる内容は、「障害者」を支える仕組みとしての視点でどういう相談体制が必要かということまでしかできないので、冒頭に福祉保健部長が言われた共生社会に向けた相談体制というのは、当然、高齢の分野も児童の分野も関連はしてきますので、ぜひ、そういう議論をきちんと進められるように体制をつくっていただきたいとお願ひさせていただきます。</p>
-----------	---

	<p>もう一点お願いします。地域づくり部会の説明の中で、午前中も勉強させていただいた地域生活支援拠点の面的整備、つまり箱物が中心ではなくエリアごとにどういう機能を整備していくかという視点でいきたいということだろうと思います。これはとても大きな課題でもありますし、これから将来、障害者の皆さんが地域で暮らしていく上で、この仕組みをしっかりとつくっていくことが非常に大事だと思います。例えば、「自分の事業所は緊急時の対応と、相談の機能と、居住スペースなどがある。これで国の基準を満たしているので、拠点として認めてください。」という話ではなくて、あくまでもエリアが先にあって、機能がどうあるべきかという地域診断が先なのだとすることを再三申し上げていますが、ぜひ、このことを中心に考えながらこれからの議論を進めていただきたいと思います。</p> <p>私の方からは以上です。6つの部会、ワーキングについて、皆さんの方からご質問等ある方はいらっしゃいますか。</p> <p>資料6-3の具体的活動内容の①、今、会長がおっしゃった緊急時の受け入れ対応についてです。家族会のメンバーの中で、親がいないときに具合が悪くなって、当事者本人がスマホで訪問看護に連絡してすぐに来てもらったという話があります。でも、スマホを操作できる人ばかりではないんです。先日、私の子どもが玄関で転んだ際に、側にあったシャベルに顔をぶつけそうになったのを咄嗟に避けたのですが、玄関に倒れこんで20分くらい意識を失っていたそうです。本人は親から離れて自立したいということで一人暮らしをしています。その一件以来、本人は非常に不安で、24時間見守ってもらえるサービスを受けたいと言っていました。そのため、市役所に行って安心連絡システムというサービスをお願いしようと思ったら、障害者手帳の等級が該当せず、利用不可ということで却下されました。本人にその話をしたら非常に落胆して、顔を見るたびに「不安だ」と言っています。身体は1・2級、知的はA、精神は1級以上でないと安心連絡システムを利用できませんが、高齢者の場合だと一人暮らしで65歳以上だと介護保険で利用できるんです。受け入れ対応自体もありますが、そこに至るまでのことを何とか考えていただかないと完成しないかなという感想を持ちました。</p>
A委員	
障害支援係長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。先ほども説明させていただきましたが、当事者の団体や障害のある児童の保護者の会などいる</p>

<p>会長</p>	<p>いろいろな当事者団体がありますので、障害福祉サービスだけではなく、緊急対応といっても幅広い課題があると思いますので、そういったところを広く団体の方々から聞かせていただいて、できるところから取り組んでいこうと思います。ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>B委員</p>	<p>資料 No. 6-1 の相談体制部会についてです。これから相談体制が地区割りになるということで、人員配置や職種について検討されているということですが、私たちが日頃感じていることは、精神や身体など障害にも分野があって、発達障害は最近テレビでも言われ始めていますが、なかなか相談員に発達障害自体をわかってもらえていないという会員の実感が聞かれています。身体障害や知的障害、精神障害は昔からのノウハウが蓄積されていると思いますが、発達障害は親から見ても理解できない症状がたくさんある中で、いろいろな障害に対応できる相談員をぜひ配置していただきたいと思います。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>ご意見をありがとうございます。発達障害の方はそれぞれ症状が違うということは私も保健師として実感しています。相談支援専門員の人材育成の中で取組や研修などしていますので、いただいたご意見を反映しながら進めていきたいと思っています。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>地区担当制では、事業所ごとに特色があると困ります。どこの事業所で相談しても同じサービスが受けられるような体制をとっていきたいと考えています。そのために、研修などの面でも一生懸命やっていきたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>厳しいご意見でしたがありがとうございました。</p> <p>他に皆さんいかがでしょうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>資料 No. 6-4、私の聞き漏らしかもしれませんが教えてください。3障害の中の知的、平成 28 年度の取組で、「家族の不安」という課題に対してワーキングでパンフレットを作成し、ワーキングは終了しています。パンフレットを作成して終わりということではよろしいですか。もしそういうことであれば、「家族の不安」とは特にどんなところにスポットを当てて、パンフレットを作成して、どんな効果があったのか</p>

<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>というところ、まだそれほど期間が経っていないと思いますが、もしわかったら教えてください。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>協議会のシステムの中で、ワーキングは課題解決に向けた取組を行いますが、取組っ放しだと結果や成果がわからないため、必ず取り組んだことについてモニタリングを行うことにしています。この取組へのモニタリングについては、平成 31 年度中に改めてパンフレットを作成したメンバーがワーキングとして集まって、取組の効果について確認する予定としています。パンフレットを作って終わりということにはしていません。</p> <p>「家族の不安」については、例えば本人自身に施設以外でも生活していく力がある場合、入所当時に何かしらの理由で地域や家庭では支えられない事情があつて、当時は入所という選択しかなかったということになります。表現が適切ではないかもしれませんが、家族としては「やっと入所できた」という思いがあるため、地域での生活にチャレンジしてみないかという話があつてもすぐに納得できなかったり、親亡き後という話題もよく聞かれますが、自分が面倒をみられなくなったときにどうするのかという不安もあつたりすると思います。そのため、現在の制度やサービスの組み合わせと、地域で支えていく体制をパンフレットの中に盛り込んで作成しました。</p>
<p>C 委員</p>	<p>ありがとうございました。私自身、パンフレットを拝見していませんでしたので、また勉強させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に皆さんいかがでしょうか。</p> <p>それでは、お気付きのことがありましたらまた後でご質問いただくことにいたしまして、後半の部会、ワーキングの検討状況について事務局から順に説明をお願いします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>(資料 No. 6 - 7 により説明)</p>
<p>〃</p>	<p>(資料 No. 6 - 8 により説明)</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>(資料 No. 6 - 9 により説明)</p>

〃	(資料 No. 6-10 により説明)
〃	(資料 No. 6-11 により説明)
〃	(資料 No. 6-12 により説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員も交代したばかりですので、説明の中にあつたチラシや一覧表などの成果物が目の前に無いので、委員の皆さんはイメージがつきにくかったかもしれません。今日は用意していないと思いますので、希望される方へ後ほど配布することは可能ですか。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	はい。
会長	<p>今ほど、6つの部会とワーキングの説明をいただきました。皆さんの方から何かご質問、ご意見等あつたらお願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>移動入浴ワーキングについて基本的な質問です。移動入浴サービスというのは、車を使って乗っていくということですか。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	<p>介護保険では訪問入浴という言い方をしていますが、車に浴槽を積んで持ってきて、水と電源とある程度のスペースがあればそこで入浴できるという訪問型の入浴サービスです。</p>
副会長	<p>そういう車を持っている事業所が動いてくださってやっているんでしょうか。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	<p>市のサービスとして事業所が実施しているものです。</p>
副会長	<p>そういう車は何台くらいあるんでしょうか。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	<p>はっきりとはわかりませんが、1台や2台ではなく、それなりの台数があるということでした。</p>

副会長	長岡は広域になりましたが、長岡地域だけでなく広範囲で動けるといいますか。
障害者基幹相談支援センター職員	事業所がサービスを提供できる範囲がどこまでかということはあるかもしれませんが、長岡地域の事業所が寺泊まで行っているケースもあります。
A委員	訪問入浴は、ワゴン車を使って浴槽とタンクを運びます。アパート3階くらいまで、看護師と介護士の二人で浴槽を持ち上げて運ぶこともあります。浴槽の湯温は37度にします。シャワーは頭の方にもありますし、体の方にもあります。排水はそこのお宅の浴室へ。お湯は、前に訪問したお宅で水をもらって、ワゴン車内で39度くらいに沸かして、ホースを使って給湯します。入浴時間は10分から15分くらい。そうしますと、血圧、体温、脈拍、バイタルは入浴前と入浴後では全く変わりませんので、体への負担が非常に少なくなります。訪問入浴はこういった入浴方法です。
障害者基幹相談支援センター職員	ありがとうございます。助かりました。
会長	丁寧に説明していただき、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
D委員	資料No. 6-7、「平成30年度 相談体制部会 活動方針」についてです。少し気になるところがありました。障害や年齢に関係なく、誰でも相談できる場が必要という説明をいただきました。少し不思議に思いまして、身体障害者の場合には、視覚、身体、聴覚のピアカウンセリングというものがあって、それとの関係を確認したいのですが、確かに身体障害者団体連合会ではピアカウンセリングという方法で3障害の相談支援を行っています。その辺はどうでしょうか。
障害者基幹相談支援センター職員	各相談支援事業所では、身体障害の方の障害種別は特定せずに、どのような方へでも相談支援を実施していくということになっています。

D委員	これから更に詳しく考えていただけるということでしょうか。今まではトモシアでピアカウンセリングを行っていましたが、そこに結び付けるということでしょうか。そことはまた別ということでしょうか。ピアカウンセリングとの関係性を確認したいです。
障害者基幹相談支援センター職員	ここで言っている相談支援と、ピアカウンセリングで実施する相談支援とは、少し違うものです。ここでいう相談支援は、相談支援事業所が行う相談支援ですので、別のものとして考えていただくとよいかと思います。
D委員	わかりました。ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。
A委員	今のD委員のお話を伺って、本当に羨ましいなと思いました。今日の協議会の委員の中に、当事者は何人くらい参加されていますか。精神障害者でも就労している方がおりますので、こうした会議にも参加できる可能性は大きいと思います。ぜひ、次期のメンバーの中に精神障害の当事者も入れるよう打診していただきたいと思います。午前中の研修会でもありましたように、この協議会は誰のためでもない、当事者のための協議会であると私は考えております。当事者の生の声を反映させて協議できたら嬉しいなと考えております。
障害者基幹相談支援センター長	貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。まずは誰のための協議会なのかということのを念頭に置いて、今後検討させていただきます。ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。本当に大事な視点だと思います。 他にいかがでしょうか。
C委員	就労ワーキングに「虎の巻」というのがあって、これも初めて聞きました。病院でもセルフチェックシートを作っている最中でしたので、勉強不足だったということの思い知ったという率直な意見です。 この就労に関しては、「就労移行」がテーマということになっていますが、最近では定着支援、特に精神の分野ではどうやって支援するかと

<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>ということが課題だと思っています。今後、「定着支援」の切り口で、ワーキングで検討する余地はあるのかどうか、わかったら教えてください。</p> <p>就労は、就職するまでの支援、就職してからの定着の支援など幅広いので、今年度からできるかわかりませんが、今後の就労部会で課題として検討していきたいと思っています。</p>
<p>E委員</p>	<p>今の質問に関してですが、長岡に関しては、「精神障害者の就労を考える会」というものを就業・生活支援センターと精神関係の施設が集まって開催しています。今まではハローワークと一緒にやらせていただいていたので、精神障害者の就労を進めていこうというところでやっていたのですが、今年度からは就職した後の定着支援にも力を入れていこうということでやっています。機会があれば説明していきたいと思っています。</p>
<p>A委員</p>	<p>資料 No. 6-11、昨年度の部会の方針に「企業が就労支援事業所を見学できるようなシステムの検討」とあります。これは、当事者が企業を見学するという形はとれないでしょうか。就労を希望するのは当事者ですので、もちろん企業もそうですが、企業からだけでなく、その反対の形もあると思います。その辺りも今後の検討課題ではないかと思っております。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>ありがとうございます。確かに、企業側も、支援者側も、当事者側も、お互いのことをきちんと知る機会が必要だという部会の考えがあって検討されてきましたので、今のご意見を参考にさせていただいて協議していきたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>以上で、専門部会とワーキングの報告について終了させていただきたいと思っています。</p> <p>ここで少し休憩を入れさせていただきたいと思っています。</p> <p>～ 休憩 ～</p>

相崎会長	<p>それでは会議を再開させていただきます。</p> <p>次第の5番、第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、あわせて、第1期長岡市障害児福祉計画について説明させていただきますが、この障害福祉計画の策定は3年を1期としていて、第5期のスタートが今年となっています。制度的にも、この障害福祉計画を策定する際には、この自立支援協議会の意見を参考にすることになっています。逆の言い方をすれば、我々、自立支援協議会の機能が、地域の障害者の皆さんのニーズをしっかりと把握した上で今後の障害福祉計画に活かしていくという役割を担っているということです。</p> <p>事務局の方から内容について説明をお願いします。</p>
福祉保健部長	<p>計画の説明をする前に、一つ市の政策をPRさせてください。</p> <p>先ほどから障害者の就労ということで、皆さんの関心が高いところですが、障害分野では就労を如何に進めていくかということが大きな課題であることは市も認識しております。ご承知かもしれませんが、市としては組織の中に新たに障害者の就労を専門に取り扱って進めていくという部署を今年度から新設しております。その部署を福祉保健部に置くのではなく、企業との接点が大事だということで、企業との付き合いが大きい商工部の中に障害者の雇用を促進するための係をつくって、商工部の職員と福祉保健部の職員が兼任する形で進めております。また、専門の嘱託員を1人雇用しまして、企業を回って障害者の特色などをアピールしたり、障害者の支援施設等を回って、どういう障害をお持ちの方が、どういう個性を持っていて、どういうことができるのかということ、現場を見て確認した上で企業とのマッチングを個別に図っていくという取組をしております。いろいろ駆使して推進していきたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p>
福祉課長補佐	<p>(資料「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・第1期長岡市障害児福祉計画」、「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・第1期長岡市障害児福祉計画 概要」により説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>非常にボリュームがあるものですから、ごく一部の説明でしたが、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。</p>

A委員	概要版の障害児福祉サービスの区分のところの「保育所等訪問支援の提供体制」についてです。今現在は、重症心身障害児のお宅に社協のヘルパーは訪問していますか。そこを専門性を高めて、保育所の保育士が訪問するという、そういう供給体制を指すのでしょうか。
子ども家庭センター 相談係長	保育所等訪問支援については、保育所等に専門職員が出向いてアドバイスをさせていただくという機能になりますので、重症心身障害児に限らず、障害を問わずということになります。
A委員	訪問のヘルパーとは違うということですか。
子ども家庭センター 相談係長	はい、違います。実際に本人を見て、アドバイスをするというものです。
会長	ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、続いて議題の6番、その他の報告・連絡事項で3点あります。まず1点目ですが、長岡市の障害者福祉の状況について事務局から説明をお願いします。
福祉課長補佐	(資料No. 7-1、7-2、7-3により説明)
会長	ありがとうございました。 これについて、皆さんから何かご質問等ありますか。
C委員	右側の障害者虐待について教えてください。過去3年分記載されていますが、件数が軒並み上がっていることがよくわかります。虐待と認められた件数はそれほど変わっていないかもしれませんが、通報件数が増えていることについては、障害者虐待防止法は結構前にできていますが、何か系統的に吸い上がるようになっているのか、あるいは連絡を受ける支援者側の感受性によるものなのか、もしわかったら教えてください。
障害者基幹相談支援センター職員	様々な場所で虐待に関するパンフレットを配布して、虐待とはどういうものなのか、通報する場所はどこなのかということ、施設や相談支援専門員のほか、民生委員児童委員協議会などへ周知したことに

C委員	<p>よる増加ではないかと感じています。</p> <p>認知されてきたということですね。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	<p>そうです。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
F委員	<p>成年後見制度の市町村申立について教えてください。若干ではありますが、年々、件数が増えています。施設入所者の高齢化が進む中で、金銭管理ができなかったり、身元引受人が役割を全うできないというケースが増えていると思います。簡単で結構なので、どのようなケースがあるのか、また傾向などあれば教えていただきたいと思います。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>説明として不十分かとは思いますが、典型的なケースとしては、親族の方がいらっしゃらない方で金銭管理が困難であるというケースです。</p>
A委員	<p>今年の4月から共生型の福祉サービスが始まりました。長岡市で障害者総合支援法、それから介護保険法で、共生型の施設はできていますか。</p>
障害支援係長	<p>現段階では、まだありません。長岡市は地域資源、施設が充実していることもありまして、法人等からそういった相談もいただけていません。</p>
E委員	<p>委託相談について教えてください。委託相談については昨年度と数が変わらず4万件くらいとなっています。相談員の人数にもよりますが、事業所ごとにかなりバラつきがあることがわかります。委託相談に関してはご本人から直接連絡が行くことが多いと思いますが、これだけ差がある理由が何かありますか。わかったら教えてください。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>6事業所ありまして、例えば栃尾地域で言えば障害者相談支援センターとちおがほとんどのケースを担当していますが、各事業所が担当</p>

<p>会長</p>	<p>しているケースの数はエリアごとに見ても事業所によって異なっています。</p> <p>カウントの仕方というところもあるのかもしれませんが、今日でなくても結構ですので、先ほどの成年後見の件もそうですが、もし後日、またわかることがあったら個別に伝えてもらえればと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>今ほどの事業所ごとの相談者数の状況について補足です。本日配布した資料の資料 No. 9-1 をご覧ください。縦軸に事業所が載っており、横軸に地域ごとの相談者数をカウントしています。一番右側に事業所ごとの相談者数の合計が載っています。このように事業所ごとに相談者数が分布していることがわかります。</p>
<p>会長</p>	<p>今ほどの説明は、計画相談支援ではなく、委託の相談支援事業所が継続的に関わっているものです。質問があったのは、数字のバラツキの原因が、単純に委託相談支援の相談員数に比例しているのか、あるいはエリアで違うのか、それともカウントの仕方なども含めて原因があるのか、その辺りを聞きたかったのだらうと思いますので、後でわかるようであれば教えてください。</p> <p>それでは次ですが、委託相談支援事業の地区担当制の導入について、事務局からお願いします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>(資料 No. 8-1、8-2、8-3 により説明)</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今ほど、地区担当制について説明がありました。これについて皆さんの方からご質問などありましたらお願いします。</p>
<p>C委員</p>	<p>先ほど少しお話に出ました資料 No. 9-1 を見ながら説明を聞いていました。資料 No. 8-2 で、それぞれの地区を担当する事業所がよく理解できました。資料 No. 9-1 と対比しながら見てみると、障がい者支援センターさんわのケースは長岡福祉協会が引き受けるとして、それぞれの地区の相談者の状況というのは、担当する事業所の地区の相談者が一番多いということがわかります。例えば、3番の障がい者支</p>

	<p>援センターあさひであれば「けさじろ」地区が突出していますし、5番の相談支援センターふかさわであれば「にしながおか」地区が突出していることが非常によくわかります。「とちお」は当然、障害者相談支援センターとちおです。そうしますと、4番の越路ハイム地域生活支援センターが「まきやま・みしま、なかのしま・よいた、わしま・てらどまり」を担当するということになりますと、相談者の数を見ますと僅かに2件ということで、今現在では「にしながおか」地区が一番多く担当しています。このギャップに対応する何かしらのプランが今時点であるのであれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>相談中の方については、担当する事業所を変更しないということを決めました。相談中の方の担当事業所を変更しますと、もの凄い人数が動くこととなります。現在考えていることとしては、来年度に地区担当制をスタートした後に相談者数の状況、地区の状況がどのように動いていくのかというところをよく見極めた上で決定したいと考えています。</p>
<p>C委員</p>	<p>要は身近感があるかどうかというところで、その辺のギャップを今後どう埋めていくのか考えがあればお聞きしたかったので、あれば教えていただきたいと思います。今時点で無ければ今後の動きを見たいと思います。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>状況を見守っていきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは次に平成29年度の障害者基幹相談支援センターの実績についてお願いします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>(資料 No. 15 により説明)</p>
<p>会長</p>	<p>今の説明についてご質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。 それでは次に情報共有ということで、希望の会から家族学習会について説明をお願いします。</p>

A委員	<p>9月14日から5回、人数15名で、欠かさず出席できる人を対象として、日曜日と平日が設定されています。市役所や病院や相談支援事業所などに案内を送らせていただいて、PRしていただけるようお願いを伺いました。テキストは、全国組織である「全国精神保健福祉会連合会みんなねっと」で作ったものを使用します。まずは病気を理解しないと始まりません。精神障害は症状が固定していません。少しのことで波が出てきます。ですので、日常生活に非常に困難をきたし、家族はどのように対応したらよいかわからなくなります。家族が不安定になりますと自信を失います。その影響が当事者へ向かいます。そのため、まずは家族がしっかりと病気を理解し、対応方法を学習し、心を安定させて自信を持って当事者に向かい合う、そこからが出発です。その後は、社会的な支援も欲しいという流れになり、なぜそういった支援が欲しいのかという根拠をしっかりと持つために、やはりアセスメントし、どうありたいかの目標を立て、どのように援助を求めるかというように系統立てて積み上げていきたい、それだけの能力を持ってもらいたい、家族も自立していかないといけないというような意味も込めまして、今年度から家族学習会を開催します。9月の平日と日曜日に開催する予定です。皆様からもぜひ参加していただければありがたいと思います。締切は8月24日です。申込書は各支所、又は相談支援事業所にも置いてあると思いますので、ぜひお申込みいただけるようお願いいたします。皆様からも生の姿を理解していただけたら大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 これはご家族理解として、我々支援者も参加できるということですか。</p>
A委員	<p>家族のための学習会ではありますが、それ以外の方々も参加が可能です。</p>
会長	<p>もしチラシなどお持ちでない方でご興味がある方がいらっしゃれば、お問い合わせいただければと思います。</p>
A委員	<p>家族会の事務局へお電話いただければと思います。電話、ファックスとも94-5552です。</p>

会長	<p>その他に情報提供はありますか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>(資料「成年後見制度利用案内パンフレット」、「長岡市障害者基幹相談支援センターパンフレット」により説明)</p> <p>社会福祉協議会からの情報提供です。本日は社会福祉協議会の中川委員が欠席のため説明はできませんが、お手元の資料の中に社会福祉協議会の成年後見制度利用案内というパンフレットをお配りしてあります。後ほどご覧ください。</p> <p>また、長岡市障害者基幹相談支援センターのパンフレットもお配りしてあります。参考までに後ほどご覧ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>その他、皆様からご質問、ご意見、ご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>ご連絡いたします。</p> <p>先ほどの専門部会、ワーキングの報告の中でお話のあった、就労のワーキングで作成した事業所のセルフチェックシート、それと昨年度に知的障害者の地域移行のワーキングで作成したご家族向けのパンフレットを、後ほど郵送で全委員宛てに送らせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、長時間に渡りありがとうございました。</p> <p>一旦、事務局の方へお返しします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>折角の機会ですので、他に何かございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして第1回長岡市障害者自立支援協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。</p>